

林業就業のための研修（おおいた林業アカデミー）に係る Q & A

H27. 12. 18
森林ネットおおいた

1. 「林業分野への就業」とは。

研修生は、研修終了後1年以内に、林業分野へ就職しなければなりません。林業分野への就業とは、「林業分野の事業体等と常用雇用の雇用契約を締結して労働すること」をいいます。具体的に就業を考えている会社等が該当するかどうかについては、当財団に確認してください。

① 林業分野・・・

国勢調査における産業分類で「林業」又は「木材・木製品製造業」に分類される事業所と常用雇用の雇用契約を締結（事務職除く）か、同調査において、「林業事業者」に分類されるものに該当する場合を言う。

② 事業体等・・・

基本的には、森林組合、林業会社、製材設備を持っている会社等が対象となります。

2. 「常用雇用の雇用契約を締結して労働すること」をどのように証明するのか。

就業報告届の添付資料として雇用契約書等の写しを提出するよう規定しており、これにより、常用雇用の雇用契約となっているかを確認します。また、当財団が就業状況の確認の行う際には、出勤簿、作業日誌等により常用で労働しているか確認を行います。

3. 親元に就業した場合は「林業分野への就業」とみなせるのか。

受給者が親元に就業する場合、当該林業事業体等に他の従業員がいる場合は、それらと同等の処遇で常用雇用の雇用契約を締結しているのであれば、「林業分野への就業」とみなすことができます。また、当該林業事業体等に他の従業員がいない場合は、当該地域における同種事業の雇用条件等を勘案し、常識的な範囲の雇用条件であれば「林業

分野への就業」とみなすことができます。

4. 林業分野への就業先をどのように探せば良いのか？

当財団では、林業事業体の求人に関する情報収集・提供を行っています。また、林業や森林に興味がある方、林業の仕事をしたい方等を対象とした林業就業相談会「森林の仕事ガイダンス」を開催しており、県内の林業事業体の仕事の内容や、採用に関する情報を紹介しています。

5. 本当に研修料は無料なのか？

資格取得経費も含め研修料は無料です。ただし、現場までの交通費、昼食代、実習等における被服、蜂アレルギーの検診・エピペンの処方等については、自己負担をお願いします。また、別途狩猟免許試験の受験を希望される方は試験手数料が必要となります。

6. 既に資格を持っているが、その場合、研修を受講する必要はあるのか？

既にその資格を持っている方については、資格取得研修を受講する必要はありません。他の研修生の資格取得の講習期間中は、当財団が別途実施する研修を受講してもらいます。

7. 就業状況報告はいつ行うものか？

研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヶ月間の就業実施報告を当財団に提出する必要があります。

研修終了後5年間にわたり、就業状況報告を求めるのは、本事業による効果等を調査するためです。

これを適切に行わなければ給付金の全額返還の対象となります。

8. 林業分野への就業後2年以内に離職した場合は給付金の返還対象となるのか。

給付金の返還対象となります。ただし、やむを得ない事情により離職し、その後速やかに、他の林業事業等へ就業した場合は、給付金の返還対象とはなりません。

9. 疾病などで研修が受けれない場合は、給付金返還の対象となるか

研修は、年間1,200時間以上の研修実施を想定しています。研修を実施する中で、やむを得ない事情（病気・怪我等による欠講）により、「1,200時間以上」の基準を満たさなくなった場合については、一般的な常識の範囲であれば許容されます。その判断は当財団が行います。

10. 連帯保証人2名はどのように選定すれば良いのか。

連帯保証人2名のうち1名は、父親又は母親でもかまいません。特に、申請者が未成年の場合、連帯保証人のうち1名は、親権者にしてください。もう1名の連帯保証人については、父親又は母親とは、独立して生計を営む成年者でなければなりません。例えば、父親又は母親と生計を一にしている配偶者や親族等は認められませんので注意してください。

また、連帯保証人を変更するとき、連帯保証人が死亡（新たに連帯保証人の選定が必要）したときは、当財団が別途定める様式により届出を行ってください。また、必要があると認めるときは、当財団から、連帯保証人の追加又は交替を求めることがあります。